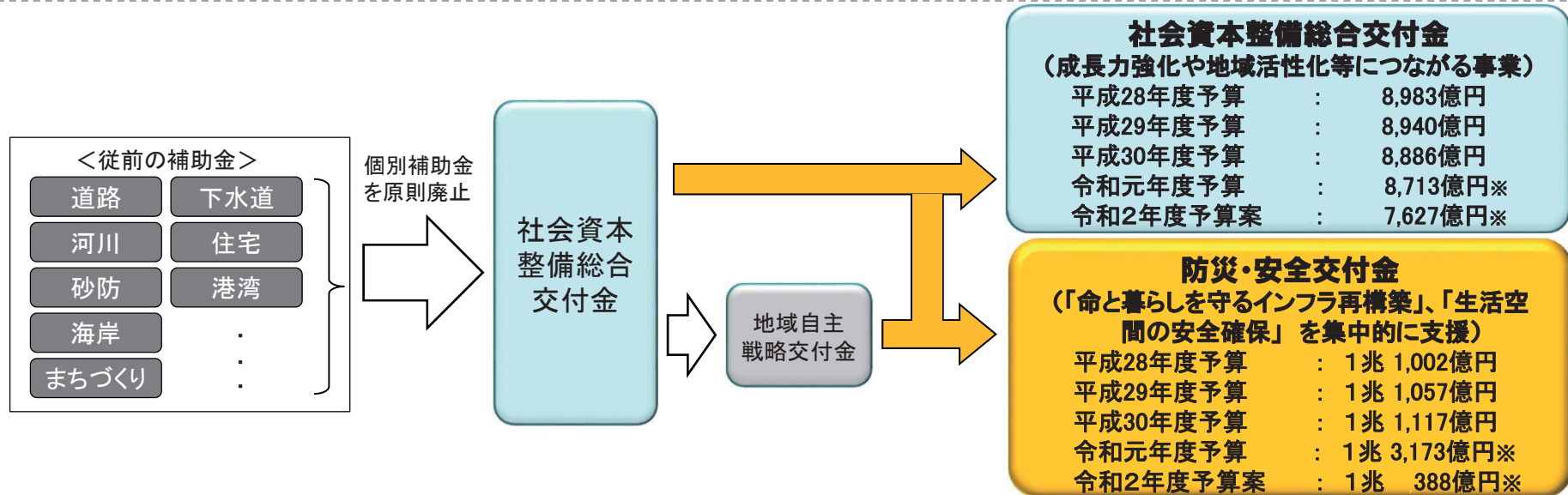


社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

- ◇ **社会資本整備総合交付金**は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって**自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金**として平成22年度に創設。
- ◇ **防災・安全交付金**は、**地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援**するため、平成24年度補正予算において創設。



※臨時・特別の措置を含む。

・令和元年度予算 社会資本整備総合交付金:350億円、防災・安全交付金:2,767億円
 ・令和2年度予算 社会資本整備総合交付金:349億円、防災・安全交付金:2,541億円

両交付金の特長(個別補助金との違い)

- ◇ 事業別に行ってきた関係事務を一本化・統一化。
- ◇ 交付対象となる基幹事業(道路、河川等の16事業)の要件(内容や規模等)は交付要綱に規定。
- ◇ 地方公共団体は、計画期間内における事業等の実施により実現しようとする計画の目標を設定し、「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、公表。
- ◇ 計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能。
- ◇ 基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。